

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

兵庫県

2 構造改革特別区域の名称

ひょうご I T エキスパート育成特区

3 構造改革特別区域の範囲

兵庫県の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 本県の地理的条件

兵庫県は、本州のほぼ中央部に位置しており、北緯 34 度から 35 度にまたがり、東経 135 度(子午線)が南の淡路市から明石市、西脇市などを経て北の豊岡市を貫いている。面積は 8,394.10 km² (全国第 12 位) で国土面積の約 2 % であり、人口は約 559 万人で、全国の人口に占める割合は約 4 % である。本州では両端の県を除いて、太平洋と日本海の 2 つの海に面する唯一の県であり、そのため県土の地勢、気象、風土とも多彩なものになっており、「日本の縮図」といわれている。

このように兵庫県は、広大な県土を抱え、多様な地域から成り立っている。豊かな地域社会を実現するためには、地域社会を支える一員として、県民や企業、行政が情報の発信を通じて、それぞれの活動を展開し、県民と企業、行政が新しいパートナーシップを構築するなど、相互の理解を深めながら、交流の輪を広げていかなければならない。

(2) 本県の地域的特性

工業県として発展してきた本県の産業構造は、全国的な傾向と同様に第 3 次産業へのシフトが進み、先進国型のサービス経済化、ソフト化が進展している。しかしながら、依然として第 2 次産業、その中でも製造業のウエイトは全国水準以上に大きく、県内総生産の 4 分の 1 を占める基幹産業を形成している。

一方で、I T (情報通信技術) の発展に伴って、製造業の技術革新が飛躍的に進むとともに、コンピュータ・ソフトウェアや映像・音楽など多様な媒体を統合するマルチメディア、またブロードバンドに代表される高速情報通信などの I T 関連産業が新産業として注目されてきた。

こうした中、兵庫県は、神戸港や神戸空港等を中心に国際的な交流拠点としての発展がますます高まるほか、阪神・淡路大震災の経験や教訓を踏まえた安全・安心を基調とする様々な先導的な施策を展開してきた。

兵庫県では、平成 14 年度から県内すべての市町において、ブロードバン

ドによるインターネットが利用できる環境の整備を目指して、ブロードバンド100%整備プログラムにより、市町と共同でADSLなどによるサービスの普及促進を図った結果、18年度中にはすべての市町においてブロードバンドの利用環境の整備を図る。また、全国トップクラスの高速大容量の情報通信基盤である「兵庫情報ハイウェイ」の整備を図り、14年4月から行政・教育・研究・医療など多様なネットワークの構築を図るとともに、民間への無償開放による高速ネットワークの普及促進を進めている。

次に、インターネット相互接続点の設置により高速大容量通信が可能な環境を実現する神戸IX(インターネット・エクスチェンジ)構想の展開など、高度情報通信社会を先導する情報基盤を有するほか、バイオやナノテクノロジー等、未来の情報通信につながる基礎研究を行う独立行政法人情報通信研究機構関西先端研究センターが立地されている。

さらに、世界最高性能の放射光施設であるSpring-8(平成9年10月供用開始。加速された高エネルギー電子ビームから発生する放射光を利用して実験・研究する施設)を擁する「播磨科学公園都市」や新産業創造拠点を目指す「ひょうご情報公園都市」、さらには医療に係る最先端の研究開発を進める「神戸医療産業都市」等、先導的プロジェクトが展開されている。16年4月には県立3大学の統合により新たに兵庫県立大学情報系大学院が開学したほか、情報セキュリティ分野では世界トップレベルの教育・研究機関である米国のカーネギメロン大学(CMU)と連携したCMU日本校が17年4月に開校するなど、当地域は多数の教育・研究機関が集積した情報産業等の先進地域としての特性をもつ。

(3) 「ひょうごIT新戦略」の展開

兵庫県においては、平成13年2月に「ひょうごIT戦略」(推進期間:13年度から15年度)を策定し、「県民誰もがIT革命の成果を享受できる地域社会の実現」を目標に、地域の基幹的な情報通信基盤である兵庫情報ハイウェイの整備をはじめ、県民生活、産業、行政の各分野の情報化の推進に取り組んできた。

この間、ブロードバンドによるインターネットの利用が急速に普及し、県においても、兵庫情報ハイウェイを基盤として県庁WAN(ワイドエリアネットワーク)や教育情報ネットワークを構築するなど、地域の情報化の推進に必要な情報通信基盤は概ね整備を完了したことから、16年2月にITのより多様な活用に重点を置いた「ひょうごIT新戦略」(推進期間:16年度から18年度)を策定し、総合的な取り組みを進めている。

この新戦略は、「情報交流社会”ひょうご”の実現」を目指して、「コミュニティ」、「産業」、「自治体」の各分野の情報化の重点的な推進と、そのためのITの利用環境として「情報社会の人づくり」、「情報の安全環境づくり」に取り組んでいる。具体的な施策としては、コミュニティの情報化などの普及啓発、ひょうごe-スクールコンソーシアムなどの体制整備、電子申請の共同運営システムの構築や電子申告、電子入札・調達シス

テムの運用等をあげることができる。

5 構造改革特別区域計画の意義

兵庫県では、「ひょうご I T 新戦略」により、次世代の情報社会における創造力豊かな人材の育成を目指して、学校、大学における情報化の推進や県民や企業、行政が I T を主体的に活用して情報の発信や交流を行い、創造的な活動を展開できるよう I T の活用能力の向上を図る「情報社会の人づくり」を進めている。

このため、I T による先進的な学習の展開を目指した「ひょうご e-スクール構想」を推進するとともに、I T を活用した県民の生涯学習活動の支援や兵庫県立大学情報系大学院における高度な I T 人材の育成を進めるほか、県民、企業、行政の職員の I T の活用能力の向上を図ることを目指している。

情報処理技術者の国家試験のうち、「初級システムアドミニストレータ」や「基本情報技術者」は、情報処理に関する技術者としての「知能・技能」の水準が一定以上であることを認定する、最も基本となる試験として位置づけられている。

これらの試験に合格するためには、コンピュータの基礎知識のほか、著作権などの法律問題など広い範囲の知識が必要となり、これらを体系的に学習することが求められていることから、本特例措置を活用することにより、I T 人材の育成に資することとなる。

6 構造改革特別区域計画の目標

県下の職業別有効求人倍率は、県全体よりも I T 関連の職業の有効求人倍率の方が高く、質・量ともに充実した情報処理技術者を育成することが求められている。

今回、構造改革特別区域計画の認定を受けることは、「初級システムアドミニストレータ」や「基本情報技術者」の国家試験合格を目指すきっかけづくりとして、学生の就職支援や社会人のキャリアアップを促すこととなり、本県における I T 人材の育成に資するものである。

このため、本特区計画の実施による I T スキルの高い人材の充実を図ることにより、県内の I T 企業や既存のものづくり産業等における I T 人材の確保を促進させるとともに、企業内での I T を活用した新製品・新サービスの開発や新たな市場の開拓を促すこととなる。

これら企業活動の活性化は、本県における地域経済全体への波及効果をもたらし、地域経済の活性化にも資することとなる。

*有効求人倍率の推移

	17年度	18年度	19年度	20年11月
兵庫県全体	0.82	0.91	0.87	0.69
I T産業	1.84	2.25	1.86	1.17

(職業別有効求人倍率の推移
:兵庫労働局調べ)

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本特例措置の活用により、県内企業へのI T人材の供給を促し、I T活用による企業活動の活性化・効率化に寄与するほか、地域におけるI T技術の高い情報化推進人材の充実に資するものである。

今後、情報化の中核的な人材の育成やI Tを活用した新たなビジネスモデルの構築など企業の情報化を図るとともに、I T技術の活用により企業の合理化が進むことが見込まれる。

本計画の実現により、県内産業の生産性や市場競争力の向上に資するとともに、情報産業の振興と地域産業の情報化がさらに進むことにより、元気・活力・自立の兵庫に資することとなる。

8 特定事業の名称

1131(1143、1145) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

1132(1144、1146) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

○ひょうごI T新戦略における推進目標と方策

① コミュニティの情報化

参画と協働による地域づくりを目指して、I Tの先進的な活用に取り組む地域づくり活動団体と連携して、多様な地域活動の情報の発信・交流を推進する情報コミュニティづくりを県下各地域で展開する。

また、県民誰もが多様な情報に容易にアクセスし、情報の発信・交流ができるユニバーサル社会の実現を目指して、県民への啓発やI Tを活用した自律移動の支援のために国が行う実証実験と連携した取り組みを推進する。

② 産業の情報化

I Tの先進的な活用を通じて、創造力と活力に富む企業活動を展開する地域経済の構築をめざすため、教育・科学分野等の知的コンテンツ産業の振興を図るとともに、I Tの活用による先導的企業の創出や研究開発の促進による新産業の創出に取り組む。

③ 自治体の情報化

市町における行政手続の電子化など電子自治体の構築を支援し、県下全域での質の高い行政サービスを実現する。

また、県税の電子申告、住民基本台帳ネットワークシステムの利用拡大など効率的な行政運営を実現する。

④ 情報社会の人づくり

すべての児童生徒がインターネット等を活用して、確かな学力の育成が図られるよう、教育情報ネットワークを活用した新たな学習を展開するとともに、地域住民の参加と協働による学校の情報化を推進する「ネットデイ」を支援し、情報教育の推進を図る。

また、I Tの急速な進展に対応した高度なI T人材の育成を目指して、県立大学大学院応用情報科学研究科の運営や全学共通教育として創造的なI T人材を育成する。

⑤ 情報の安全環境づくり

情報セキュリティ先進県ひょうごの実現を目指して、カーネギーメロン大学日本校の整備による高度な情報セキュリティ人材の育成や同日本校と連携した全県的な情報セキュリティ対策を推進する。

また、安全で安心できる地域社会を実現するため、携帯電話や地上デジタル放送を活用した防災情報システムの高度化や電子メールによる防犯情報の提供を進める。

さらに、ブロードバンドサービスや携帯電話の地域の情報格差の是正に取り組むとともに、兵庫情報ハイウェイを活用して、行政、教育、学術、研究など多様な分野で県域内外の情報交流を推進する。

別紙 1 - 1

1 特定事業の名称

1131(1143、1145) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

- ・ハロー！パソコン教室 垂水駅前校（有限会社秋田）
（神戸市垂水区神田町 2-9 松林ビル 3F）
- ・ハロー！パソコン教室 セルバ甲南山手校
（神戸市東灘区森南町 1-5-1 セルバ 2F）
- ・ハロー！パソコン教室 名谷駅校（有限会社イー・ラボラトリー）
（神戸市須磨区中落合 2-3-1 名谷駅ビル 2F）
- ・ハロー！パソコン教室 西宮北口校
（西宮市甲風園 1-7-6 パルシェビル 3F）
- ・ハロー！パソコン教室 アステ川西校
（川西市栄町 25-1 アステ川西 142）

(2) 講座の共同開設者（修了認定に係る試験の提供者）

日本C I W普及育成協議会（J A C C）
（東京都中央区京橋 1 - 11 - 8 西銀ビル 5 F）

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「初級システムアドミニストレータ試験対策講座」（C I W併用コース）
（別添資料 1 - 1 のとおり）

当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構（I P A）に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

ア 民間資格を取得するための試験「C I Wファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「C I Wアソシエイト」資格を取得した者で、かつ履修計画にある認定講座に 7 割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

イ 有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、日本C I W普及育成協議会

(JACC)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。また、(3)イの規定により、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

- ア 修了認定に係る試験は、日本CIW普及育成協議会(JACC)が作成し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査によって認定された問題を使用して実施するものとする。
- イ 前項アに関連し、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する。
- ウ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。
- エ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、日本CIW普及育成協議会(JACC)が行うものとする。ただし、日本CIW普及育成協議会(JACC)が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。
- オ 講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に通知する。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：「CIWアソシエイト」

試験科目：「CIWファンデーション」

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

	出題分野		試験項目
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	Web コンセプト
		2	Web サービスの利用
		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー

		4	ファイアウォール
(E)	e ビジネスの設計	1	e コマース
		2	マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
		2	ネットワーク・テクノロジー
(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント
(I)	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネントⅠ
		2	サービス・コンポーネントⅡ
		3	サービス・コンポーネントⅢ
(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
(L)	サイト開発の実践	1	HTML コーディングⅠ
		2	HTML コーディングⅡ
		3	HTML コーディングⅢ
		4	HTML コーディングⅣ
(M)	サイト開発の応用	1	ツールの使用
		2	拡張言語テクノロジーⅠ
		3	拡張言語テクノロジーⅡ

・当該民間資格試験の使用言語：日本語

・当該民間資格試験の提供開始日：平成 13 年 6 月

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該講座の修了を認められた日から1年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものである。

別紙 1 - 2

1 特定事業の名称

1131(1143、1145) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

姫路経営医療専門学校（学校法人 斗南学院）
（姫路市阿保甲 499-4）

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

（1）経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「初級システムアドミニストレータ試験対策講座」（Aコース／サーティファイシスアド技術者能力試験 2 級併用コース）

（別添資料 1 - 2 のとおり）

当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

（2）修了認定の基準

ア 民間資格を取得するための試験「シスアド技術者能力試験（2 級）」を受験し、合格した者で、かつ履修計画にある認定講座に 8 割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

イ 有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

（3）修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して、実施するものとする。

イ 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に 2 回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

ウ 試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。ただし、適用を受けた事業者が認めた場合にあつては、この事務を指定した者に代行させることができる。

エ 告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果については、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）に通知するものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：シスアド技術者能力認定試験

試験科目：シスアド技術者能力認定試験（2級）

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

試験項目	
1	情報の基礎理論 基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算、符号理論
2	データ構造とアルゴリズム 流れ図、決定表、BN 記法、ポーランド記法
3	ハードウェア 半導体と集積回路 プロセッサ、動作原理 メモリ、記憶媒体、補助記憶装置 入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体 コンピュータの種類と特徴
4	基本ソフトウェア OS の種類と構成 ファイル管理、障害管理 ヒューマンインタフェース、日本語処理 ミドルウェア
5	システム構成と方式 システム構成方式、処理形態 システム性能、信頼性 応用システム
6	システム開発と運用 プログラム言語、言語処理系 EUC、EUD、ソフトウェアの利用 開発手法、設計手法、テスト手法 システムの環境整備、運用管理
7	ネットワーク技術 プロトコルと伝送制御

	符号化と伝送技術
	LAN とインターネット
	電気通信サービス
	ネットワーク性能
	伝送媒体、通信装置
8	データベース技術
	データベースモデル
	データの分析・正規化
	データ操作
	データベース言語、SQL の利用
	DBMS の機能と特徴
	データベース制御機能（排他制御、リカバリ）
	分散データベース
9	セキュリティ
	セキュリティ対策
	プライバシー保護
	ガイドライン
10	標準化
	データの標準化
	標準化組織
11	情報化と経営
	経営管理（経営戦略、組織と役割、マーケティングなど）
	情報化戦略（業務改善など）
	財務会計（会計基準、財務諸表など）
	管理会計（損益分岐点、原価管理など）
	IE 分析手法、管理図
	確率と統計
	情報システムの活用（ビジネスシステム、企業間システムなど）
	関連法規（情報通信、知的財産権）
12	表現能力
	発表技法
	文章の書き方
	マルチメディアの利用

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該講座の修了を認められた日から1年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものである。

別紙 1 - 3

1 特定事業の名称

1131(1143、1145) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

神戸電子専門学校（学校法人 コンピュータ総合学園）
（神戸市中央区山本通 1 - 6 - 3 5）

(2) 講座の共同開設者(修了認定に係る試験の提供者)

財団法人 専修学校教育振興会
（東京都千代田区九段北 4 - 2 - 2 5 私学会館別館）

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「初級システムアドミニストレータ試験講座」（J 検併用コース）
（別添資料 1 - 3 のとおり）

当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構（I P A）に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

ア 民間資格を取得するための試験「情報処理活用能力検定（J 検）情報活用試験 1 級」を受験し、合格した者で、かつ履修計画にある認定講座に 8 割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

イ 有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、財団法人専修学校教育振興会の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。また、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験は、財団法人専修学校教育振興会が作成し、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）の審査によって認定された問題または独立行政法人情報処理推進機構（I P A）が提供する問題を使用して、実施するものと

する。

試験実施にあたっては、財団法人専修学校教育振興会が定める「免除対象科目履修講座修了試験実施要項」に沿って講座開設者が試験を実施する。

イ 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

ウ 試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。ただし、適用を受けた事業者が認めた場合にあつては、この事務を指定した者に代行させることができる。

エ 告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果については、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に通知するものとする。

（4）民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：情報活用試験

試験科目：情報活用試験（1級）

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

試験項目	
1 級	
1 情報と情報の利用	データと情報
	情報の表現方法
	情報の活用、情報処理の手順
	情報の収集と発信
	情報の管理
2 パソコンを利用したシステム	パソコンシステムとその環境
	オペレーティングシステム
	ファイルシステム
	パソコン関連機器とインタフェース
3 ネットワークの利用	情報通信ネットワークの概要
	インターネットを利用するために必要な機器とソフトウェア
	モバイルコンピューティング
	ネットワーク上のパソコンの管理
4 情報ネットワーク社会への対応	情報ネットワーク社会に関する用語・知識

	社会におけるコンピュータの利用
	知的財産権
5 情報セキュリティ	
	ネットワークセキュリティ
	コンピュータセキュリティ

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該講座の修了を認められた日から1年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものである。

別紙 2 - 1

1 特定事業の名称

1132(1144、1146) 修了者に対する基本情報処理技術者試験の午前試験を免除する
講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

- ・ハロー！パソコン教室 垂水駅前校（有限会社秋田）
（神戸市垂水区神田町 2-9 松林ビル 3F）
- ・ハロー！パソコン教室 セルバ甲南山手校
（神戸市東灘区森南町 1-5-1 セルバ 2F）
- ・ハロー！パソコン教室 名谷駅校（有限会社イー・ラボラトリー）
（神戸市須磨区中落合 2-3-1 名谷駅ビル 2F）
- ・ハロー！パソコン教室 西宮北口校
（西宮市甲風園 1-7-6 パルシェビル 3F）
- ・ハロー！パソコン教室 アステ川西校
（川西市栄町 25-1 アステ川西 142）

(2) 講座の共同開設者（修了認定に係る試験の提供者）

日本C I W普及育成協議会（J A C C）
（東京都中央区京橋 1 - 11 - 8 西銀ビル 5 F）

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「基本情報処理技術者試験対策講座」（C I W併用コース）
（別添資料 2 - 1 のとおり）

当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構（I P A）に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

ア 民間資格を取得するための試験「C I Wファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「C I Wアソシエイト」資格を取得した者で、かつ履修計画にある認定講座に 7 割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

イ 有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、日本C I W普及育成協議会

(JACC)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。また、(3)イの規定により、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

- ア 修了認定に係る試験は、日本CIW普及育成協議会(JACC)が作成し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査によって認定された問題を使用して実施するものとする。
- イ 前項アに関連し、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する。
- ウ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。
- エ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、日本CIW普及育成協議会(JACC)が行うものとする。ただし、日本CIW普及育成協議会(JACC)が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。
- オ 講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に通知する。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：「CIWアソシエイト」

試験科目：「CIWファンデーション」

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

	出題分野		試験項目
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	Web コンセプト
		2	Web サービスの利用
		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー

		4	ファイアウォール
(E)	e ビジネスの設計	1	e コマース
		2	マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
		2	ネットワーク・テクノロジー
(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント
(I)	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネントⅠ
		2	サービス・コンポーネントⅡ
		3	サービス・コンポーネントⅢ
(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
(L)	サイト開発の実践	1	HTML コーディングⅠ
		2	HTML コーディングⅡ
		3	HTML コーディングⅢ
		4	HTML コーディングⅣ
(M)	サイト開発の応用	1	ツールの使用
		2	拡張言語テクノロジーⅠ
		3	拡張言語テクノロジーⅡ

・当該民間資格試験の使用言語：日本語

・当該民間資格試験の提供開始日：平成 13 年 6 月

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものである。

別紙 2 - 2

1 特定事業の名称

1132(1144、1146) 修了者に対する基本情報処理技術者試験の午前試験を免除する
講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

神戸電子専門学校 (学校法人コンピュータ総合学園)
(神戸市中央区山本通 1 - 6 - 3 5)

(2) 講座の共同開設者(修了認定に係る試験の提供者)

株式会社サーティファイ
(東京都中央区京橋 3 - 3 - 1 4 京橋 AK ビル)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

神戸電子専門学校
「基本情報技術者試験講座」(サーティファイ併用コース)
(別添資料 2 - 2 のとおり)

当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは
独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) に相談を行い、助言があった場
合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

- ア 民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験 (2 級第 1 部) 」試験を受験し、合格した者で、かつ履修計画にある認定講座に 8 割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。
- イ 有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、株式会社サーティファイの定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。また、独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

- ア 修了認定に係る試験は、株式会社サーティファイが作成し、独立行政法人情

- 報処理推進機構（IPA）の審査によって認定された問題または独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して、実施するものとする。
- イ 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。
- ウ 試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。ただし、適用を受けた事業者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。
- エ 告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果については、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に通知するものとする。

（４）民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：情報処理技術者能力認定試験（２級）

試験科目：情報処理技術者能力認定試験（２級第１部）

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

出題内容	
テクノロジー系	1 基礎理論
	1 基礎理論
	基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算など
	確率と統計、数値解析、数式処理、グラフ理論など
	符号理論、述語論理、オートマトン、計算量など
	伝送理論（伝送路、変調方式、誤り検出・訂正など）
	2 アルゴリズムとプログラミング
	データ構造（スタックとキュー、2分木、リストなど）
	流れ図の理解、アルゴリズム（整列、探索、併合など）
	プログラム構造、データ型など
	プログラム言語（種類と特徴など）
	2 コンピュータシステム
	3 コンピュータ構成要素
	コンピュータの構成、動作原理、プロセッサなど
	主記憶、キャッシュメモリ、半導体メモリなど
	補助記憶装置や媒体（種類と特徴、性能計算など）
	入出力インタフェース（種類と特徴など）
	入出力装置（種類と特徴、性能計算など）
	4 システム構成要素
	システムの利用形態、システム構成など
クライアントサーバシステム、RAID など	
システムの性能、信頼性、経済性など	
5 ソフトウェア	
オペレーティングシステム（タスク管理、記憶管理など）	
ミドルウェア（API、ライブラリ、シェルなど）	
ファイルシステム（ディレクトリ、ファイル編成など）	
言語処理ツール（コンパイラ、リンカ、ローダなど）	
CASE、エミュレータ、シミュレータなど	
6 ハードウェア	
基本論理回路、組合せ回路など	
3 技術要素	

	7	ヒューマンインタフェース	GUI、帳票設計、画面設計、コード設計など	
	8	マルチメディア	オーサリングツール、JPEG、MPEG など	
	9	データベース	データベースのモデル、DBMS など データ分析、データベースの設計、データの正規化など データ操作、SQL など 排他制御、障害回復、トランザクション管理など データウェアハウス、データマイニングなど	
	10	ネットワーク	インターネット（各種プロトコル、IP アドレスなど） LAN と WAN（トポロジ、回線、DSU、モデムなど） LAN のアクセス制御方式、LAN 間接続装置など OSI 基本参照モデル、HDLC、ネットワーク性能など ADSL、FTTH、CATV 回線、イントラネットなど	
	11	セキュリティ	暗号技術、認証技術、利用者確認など ウイルスの種類と特徴、ウイルス対策など 不正アクセス、不正侵入、不正行為の種類と対策など	
	4	開発技術		
	12	システム開発技術	業務分析と要件定義（DFD、E-R 図、UML など） モジュール分割と独立性、オブジェクト指向など 構造化プログラミング、コーディングなど テスト手法、レビュー手法、デバッグツールなど	
	13	ソフトウェア開発管理技術	ソフトウェア開発手法（スパイラルモデルなど） SLCP、リバースエンジニアリングなど	
	マネジメント系	5	プロジェクトマネジメント	
		14	プロジェクトマネジメント	コスト見積り（ファンクションポイント法など） 日程計画（アローダイアグラムなど） 進捗管理、品質管理、コスト管理など
		6	サービスマネジメント	
15	サービスマネジメント	ITIL（サービスサポート、サービスデリバリーなど） コンピュータの運用・管理、システム移行など		
ストラテジ系	7	システム戦略		
	17	システム戦略	業務プロセス（業務改善、BPR、SFA など）	
	8	経営戦略		
	19	経営戦略マネジメント	経営戦略手法（コアコンピタンス、PPM など） マーケティング理論、マーケティング手法など 経営管理システム（CRM、SCM、ERP など）	
	21	ビジネスインダストリ	ビジネスシステム（POS システム、EOS など） エンジニアリングシステム（CAD、CAM、MRP など） e-ビジネス（EC、EDI、RFID など）	
	9	企業と法務		
	22	企業活動	経営組織（事業部制組織、CIO など） ヒューマンリソース（OJT、CDP、MBO など）	

		経営管理と問題発見技法（PDCA、KJ法など）
		OR・IE（線形計画法、品質管理、在庫問題など）
		会計・財務（財務会計、管理会計、リースなど）
	23	法務
		知的財産権（著作権、産業財産権など）
		ガイドライン（ソフトウェア管理ガイドラインなど）
		標準化団体（JIS、ISO、IEEEなど）
		各種コード（文字コード、QRコード、ISBNコードなど）
		補助単位（T、G、M、k、ミリ、マイクロ、ナノ、ピコ）

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものである。

別紙 2 - 3

1 特定事業の名称

1132(1144、1146) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座
開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

神戸電子専門学校（学校法人 コンピュータ総合学園）
（神戸市中央区山本通 1 - 6 - 3 5）

(2) 講座の共同開設者(修了認定に係る試験の提供者)

財団法人 専修学校教育振興会
（東京都千代田区九段北 4 - 2 - 2 5 私学会館別館）

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「基本情報技術者試験講座」（J 検併用コース）
（別添資料 2 - 3 のとおり）

当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは
は独立行政法人情報処理推進機構（I P A）に相談を行い、助言があった場
合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

ア 民間資格を取得するための試験「情報処理活用能力検定（J 検）情報システ
ム試験 基本スキル」を受験し、合格した者で、かつ履修計画にある認定講座
に 8 割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものと
する。

イ 有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、財団法人専修学校教育振興会
の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。また、独立行政法
人情報処理推進機構（I P A）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験
を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）の定める合格基
準を満たした者について、修了を認定するものとする。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験は、財団法人専修学校教育振興会が作成し、独立行政法
人情報処理推進機構（I P A）の審査によって認定された問題または独立行政

法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して、実施するものとする。

試験実施にあたっては、財団法人専修学校教育振興会が定める「免除対象科目履修講座修了試験実施要項」に沿って講座開設者が試験を実施する。

イ 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

ウ 試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。ただし、適用を受けた事業者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

エ 告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果については、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に通知するものとする。

（４）民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：情報システム試験

試験科目：情報システム試験（基本スキル）

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

試験項目	
基本スキル	
1 コンピュータ科学基礎	数値表現とデータ表現の種類
	数値とデータの表現方法
	演算と精度
	文字の表現
	その他のデータ表現
	情報と論理
	基本データ構造
	2 コンピュータシステム
メモリアーキテクチャ	
バスアーキテクチャ	
補助記憶	
入出力アーキテクチャ	
オペレーティングシステム	
ファイル管理	

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものである。